## 申請に対する処分

処分名	進学,修学のための奨学資金の償還猶予(教育奨学生)
根拠法令	奄美市ふるさと創生人材育成基金条例第10条,同施行規
	則第14条
所管課	教育委員会総務課

## 1 審査基準

申請を行うことができる者

教育奨学生であった者

申請の方法

奨学資金返還猶予願(奄美市ふるさと創生人材育成基金条例施行規則第 14条に規定)に理由を証明する書類を添えて提出する。

## ア 添付書類

- (ア) 大学及び大学院への進学の場合 在学証明書
- (イ) 病気の場合

医師の診断書

許認可等の要件

次の要件に該当した場合

- ア 大学及び大学院に進学したとき(在学期間中)。
- イ その他の場合(1年以内とし継続する場合は1年延長できる。)
  - (ア) 疾病のため返還が困難なとき。
  - (イ) 失職して収入のみちが一時たたれたとき。
  - (ウ) その他やむを得ない理由で返還が困難なとき。

## 2 標準処理時間

3 日